

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和元年 5 月 3 1 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行および人事院規則の改正を踏まえ、職員の時間外勤務および休日勤務に関する上限時間等について必要な事項を定めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例**

青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 2 6 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する勤務に関しその上限時間その他必要な事項は、市規則で定める。

第 1 9 条の 2 第 2 項および第 3 項中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例要綱

1 改正の理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の施行および人事院規則の改正を踏まえ、職員の時間外勤務および休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）に関する上限時間等について必要な事項を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 時間外勤務等に関する委任規定の追加（第19条関係）

この条例に規定するもののほか、時間外勤務等に関しその上限時間その他必要な事項は、市規則で定めることとする。

※ 市規則で定める内容は、人事院規則に準ずることを想定するもの

(2) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

<参考>

人事院規則の概要

超過勤務命令を行うことができる上限時間

① ②に規定する職場以外の職場に勤務する職員

ア 月45時間以下

イ 年360時間以下

② 他律的業務の比重が高い職場に勤務する職員

ア 月100時間未満

イ 年720時間以下

ウ 2～6か月平均80時間以下（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月のいずれの期間においても平均が80時間以下であることをいう。）

エ 月45時間超は年6か月まで

青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年条例第41号）

改正後	現行	備考
<p>(時間外勤務および休日勤務)</p> <p>第19条 公務のため臨時に必要なときは、任命権者は、職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、または勤務を要しない日もしくは休日に勤務することを命ずることができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、同項に規定する勤務に関しその上限時間その他必要な事項は、市規則で定める。</p> <p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限)</p> <p>第19条の2 略</p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由にもとづく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第1項に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>4および5 略</p>	<p>(時間外勤務および休日勤務)</p> <p>第19条 公務のため臨時に必要なときは、任命権者は、職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、または勤務を要しない日もしくは休日に勤務することを命ずることができる。</p> <p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限)</p> <p>第19条の2 略</p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条_____に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由にもとづく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条_____に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>4および5 略</p>	
<p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u></p>		